

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：京都市（市長部局）

令和8年7月31日公表

<公表必須項目>

1 職員の男女の給与の額の差異

(1) 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.3%
（再任用職員）	(93.5%)
（フルタイム会計年度任用職員）	(102.4%)
（パートタイム会計年度任用職員）	(88.2%)
全職員	77.0%

- * 職員の給与については、条例で定める基準に基づき決定しており、給与制度上、男女で差異は設けていない。
- * （ ）内は、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」に係る内訳。
- * 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」全体の差異は、任用・勤務形態ごとの給与水準、男女の構成比率等が異なるため、内訳の単純平均とならない。

(2) 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

ア 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長・部長級	101.7%
課長級	98.6%
係長級	97.5%

イ 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.9%
31～35年	91.8%
26～30年	90.2%
21～25年	88.0%
16～20年	81.5%
11～15年	85.1%
6～10年	89.0%
1～5年	93.2%

【説明欄】

[算定対象外職員]

- 1週平均の正規の勤務日数が1日に満たない会計年度任用職員
- 30日の範囲内で任期が定められた会計年度任用職員

[任期の定めのない常勤職員に係る男女の給与の差異の主な要因]

- これまでの採用状況等の影響により、女性職員の平均年齢が男性職員より低いこと
- 管理職員に占める女性職員の割合が17.3%であること。引き続き、女性職員の積極的登用と、一層の昇任意欲の喚起に取り組む
- 柔軟な働き方の推進により女性職員の時短勤務利用者が多いこと

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、年度単位で算出している。

2 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	17.3%

【説明欄】

- 令和8年4月1日時点

3 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
局長級	10.6%
部長級	12.0%
課長級	19.1%
係長級	26.7%

【説明欄】

- 令和8年4月1日時点

4 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

(1) 男女別の育児休業取得率

ア 任期の定めのない常勤職員

区分	令和7年度
男性	90.7%
女性	98.4%

イ 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	0%
女性	100%

(2) 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	任期の定めのない常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	1.6%	0%	0%	0%
1週間以上2週間未満	4.7%	0%	0%	0%
2週間以上1月以下	24.4%	0%	0%	0%
1月超3月以下	30.0%	0%	0%	0%
3月超6月以下	20.5%	3.1%	0%	33.3%
6月超9月以下	5.5%	10.2%	0%	33.3%
9月超12月以下	8.7%	30.7%	0%	33.3%
12月超24月以下	4.7%	40.9%	0%	0%
24月超	0%	15.0%	—	—

【説明欄】

【育児休業取得に向けた取組】

- 啓発冊子等を活用した制度周知、育児休業を取得した男性職員の事例紹介、新採研修などでの意識啓発、イクボス研修による管理職の意識改革のほか、「仕事と子育て両立支援シート」を活用した所属長との面談や、子育てをしていく職員がキャリア形成と子育ての両立を学ぶ「仕事と子育てパートナーシップ研修」などの取組を実施

5 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	11.0時間／月
内部部局等以外	8.1時間／月
全体	9.8時間／月

【説明欄】

- 内部部局等…本庁等、内部部局等以外…区役所等

【時間外勤務の主な要因】

- 国の経済対策に伴う予算編成業務
- 選挙・国勢調査に係る業務

【削減に向けた取組】

- DXの推進などの業務効率化（kintone、RPA、生成AI、Teams、NotebookLM等の活用）
- 意識改革（定時退庁日の設定、自動シャットダウンシステムの導入）
- 勤務時間・休暇制度の整備（早出遅出勤務、休日の振替、テレワーク）

<公表選択項目>

6 採用した職員に占める女性職員の割合

職員区分	令和8年度
任期の定めのない常勤職員	54.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.9%
全職員	55.2%

【説明欄】

- 令和8年4月1日付
- 定年退職者の再任用、退職出向者の再度の任用は除く

7 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

区分	令和7年度
事務職	46.4%
技術職	21.7%
免許・資格職	73.4%
技能・労務職	14.8%

【説明欄】

- 令和7年度に人事委員会事務局が実施した採用試験の実績（事務職及び技術職については、市長部局以外の任命権者を含む）
- 技術職とは、土木、建築、電気、機械などの技術的な業務に従事する職員
- 免許・資格職とは、医師、看護師、薬剤師などの免許・資格を必要とする職員及び心理職員などの特殊かつ専門的な職務に就く職員（自動車検査技師を除く）
- 技能・労務職とは、ごみの収集などの業務に従事する職員

8 中途採用の男女別の実績

区分	令和8年度
男性	40人
女性	19人

【説明欄】

- 令和8年4月1日付採用
- 民間企業での実務経験等を有する者を採用することを目的とした経験者採用試験が対象

9 職員に占める女性職員の割合

職員区分	令和8年度
任期の定めのない常勤職員	40.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	70.2%
全職員	48.0%

【説明欄】

○ 令和8年4月1日時点

10 男女別離職率割合

区分	令和7年度
男性	2.63%
女性	2.81%

【説明欄】

○ 前年度に「在職した任期の定めのない常勤職員」に対する同年度に「退職した任期の定めのない常勤職員（自己都合退職者数等）」の男女別の割合

11 男性職員の出産補助休務（配偶者出産休暇）及び育児参加休務（育児参加のための休暇）取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

(1) 休暇取得率

ア 出産補助休務（配偶者出産休暇）

区分	令和7年度
出産補助休務	75.0%

イ 育児参加休務（育児参加のための休暇）

区分	令和7年度
育児参加休務	45.7%

(2) 合計取得日数の分布状況

ア 出産補助休務（配偶者出産休暇）

区分	出産補助休務
1日未満	3.8%
1日以上2日未満	10.5%
2日以上3日未満	17.1%
3日	68.6%

イ 育児参加休務（育児参加のための休暇）

区分	育児参加休務
1日未満	4. 7%
1日以上2日未満	15. 6%
2日以上3日未満	9. 4%
3日以上4日未満	17. 2%
4日以上5日未満	4. 7%
5日	48. 4%

【説明欄】

- 出産補助休務は、職員の配偶者が出産する場合に、入退院の際の付添い、出産の付添い等を行うために、3日以内の範囲で取得できる制度。
- 育児参加休務は、職員の配偶者が出産する場合に、職員が当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のために、5日以内の範囲で取得できる制度。

12 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員に占める、超過勤務の上限を超えた職員の割合

区分	令和7年度
内部部局等	17. 8%
内部部局等以外	13. 9%

【説明欄】

- 内部部局等…本庁等、内部部局等以外…区役所等
- 上限を超えた職員数を前年度の平均職員数で除したもの。

13 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員に占める、超過勤務の上限を超えた職員の割合

区分	令和7年度
内部部局等	36. 2%
内部部局等以外	48. 4%

【説明欄】

- 内部部局等…本庁等、内部部局等以外…区役所等
- 上限を超えた職員数を前年度の平均職員数で除したもの
- 長時間勤務職員に対する健康管理医等による面談の対象から算出している

【面談の対象者】

- ・ 1箇月間に100時間以上の時間外勤務を行った職員
 - ・ 2箇月間ないし6箇月間に、月平均80時間を超える時間外勤務を行った職員
 - ・ 1箇月間に80時間を超える時間外勤務を行った職員
 - ・ 1箇月間に45時間を超える時間外勤務を行った職員のうち健康に不安を感じる職員(※)
- ※ 算出では、45時間を超える時間外勤務を行った職員としている

14 職員の年次休暇等の取得日数の状況**(1) 職員一人当たりの平均取得日数**

区分	令和7年度
年次休暇	15.7日

(2) 年次休暇の取得率

区分	令和7年度
年次休暇	42.6%

【説明欄】

令和7年度の全期間を在職した職員（会計年度任用職員等を除く）の数値
取得率は、上記職員の総取得日数を総付与日数で除したもの